

## 千歳平小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめ」は、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立って、本校児童全員が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる「いじめのない学校」であるために、平成26年に制定した「千歳平小学校いじめ防止基本方針」であるが、令和3年の「六ヶ所村いじめ防止基本方針」の改訂を受けて、本校のいじめ防止対策をより一層推進するため、改訂を行うことにした。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の3点である。

- ①小規模校である利点を生かし、温かな人間関係を築くと共に、学校、学級の中に”いじめ”を許さない雰囲気をつくる。(未然防止)
- ②「いじめ」は起こりうるもの」という認識に立ち、常にアンテナを張り巡らせると共に、定期的な教育相談や情報交換等を推進する。(早期発見)
- ③いじめを受けた児童の立場に立ち、「いじめの定義」にかかわらず、その児童の訴えを真摯に受けとめ、児童を守るという立場に立って対応にあたる。(早期対応)

### 1 「いじめ」とは

本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

…「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※ いじめ防止対策推進法 第2条

#### ○具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめ防止体制

#### (1)児童及び保護者への説明と周知

- ①保護者会等の機会を捉えて、児童及び保護者に対し、「いじめ」についての法の趣旨・内容やいじめの定義等を説明し、周知する。
- ②「千歳平小学校いじめ防止基本方針」を説明し、いじめに対する本校の体制や対応について保護者との共通理解を図る。

## (2) 日常体制（平常時）

日頃から、「いじめは許さない」という姿勢をもって、全職員による対応を進める。

### ① 日常観察（情報交換）

- ・授業や休み時間、短学活、清掃活動、放課後、部活動等、いろいろな場面での児童の様子を、多くの目で観察するようにする。また、定期的な情報交換（毎週木曜日）の場を設けて、児童の様子について共通理解を図る。

### ② 定期的な教育相談

- ・生徒指導部を中心に、定期的なアンケート調査や教育相談（6月・11月）を行う。その結果について、全職員で共通理解する場を設定する。
- ・Q-U、アセスの実施。

### ③ 計画的な人権教育

- ・特別活動等の指導計画に人権にかかわる内容をもりこみ、計画的に指導を行う。また、外部講師（人権養護委員等）を招聘しての人権教育を進める。

### ④ 相談しやすい体制

- ・職員からの積極的な声かけや、スクールカウンセラー等の活用を図る。

## (3) 特別体制（「いじめ」の発見・通報があった時または、疑いがある時）

### ① 校内いじめ対策委員会の設置

いじめへの対応は、決して一部の職員が抱え込むのではなく、校長を中心として全職員が一致協力のもとに進めることを原則として、組織的に対応するために、以下の者で「校内いじめ対策委員会」を設置する。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、養護助教諭
- ・必要に応じて、専門的知識を有する外部講師（SC、SSW等）を依頼する。

### ② 教育委員会への報告

速やかに教育委員会へ報告する。 ※別紙「いじめ対応フロー図 参照

### ③ 関係保護者との連携

保護者のケアにも配慮しながら、事実関係を明確に伝え、今後の指導の進め方について連携しながら指導にあたる。

### ④ 関係機関との連携

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切に連携を図っていきます。

## 3 防止等のための職務別対応

### (1) 未然防止のために

教職員が日頃の児童の様子について情報交換をし、お互いに連携を図りながら、学校全体として「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。

#### ① 学級担任等

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・一人一人を大切にしたい分かる授業づくりをする。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめの助長につながったりしないように細心の注意を払う。

## ②養護助教諭

- ・学校保健委員会等の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

## ③生徒指導担当教員

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・児童会活動等、児童自らがいじめ問題に主体的に参加する取組を推進する。
- ・関係機関等との情報交換や連携に取り組む。

## ④校長・教頭

- ・全校集会や学校行事等で、いじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動を計画的に推進する。

## (2) 早期発見のために

些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

### ①学級担任等

- ・日頃から児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナの感度を上げる。
- ・日記を活用しての相談や、個人面談、家庭訪問を活用し教育相談を行う。

### ②養護助教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談や、その様子に目を配る。

### ③生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査（6、11月）や教育相談（6、11月）を実施する。
- ・児童アンケート等を含むいじめの調査に関する記録については、学年ごとに1冊のファイルにまとめ、卒業後3年間保存する。なお、重大事態の調査に係る記録については、卒業後5年間保存する。

### ④校長・教頭

- ・保護者や職員が相談しやすい体制を整備する。
- ・教育相談やいじめ対応の体制が適切に機能しているか定期的に点検する。

## (3) 解決のために

正確な事実確認や情報収集に基づき、状況に応じた指導・支援体制を組み適切に対応する。

### ① 情報収集

#### ア 学級担任等・養護助教諭

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見や通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取る等して、正確な事実確認を行う。（他の児童の目に触れないようにする等、場所や時間に配慮する。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。）

イ 校内いじめ対策委員会

- ・教職員、児童、保護者、地域住民等から、いじめの情報を集める。（1つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。）
- ・情報を確実に記録に残す。

② 指導・支援体制の整備

ア 校内いじめ対策委員会

- ・正確な事実確認に基づき、指導・支援体制を組む。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織としてより適切に対応する。

③- A 児童への指導・支援

ア いじめられた児童に対する教員

- ・いじめられた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。

イ いじめた児童に対する教員

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動等で的確に発散できる力を育む。

ウ 学級担任等

- ・学級で話し合いの場を設け、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を養う。
- ・はやしたてる等同調していた児童に対しては、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

エ 校内いじめ対策委員会

- ・状況に応じて、関係機関の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録を確実に保存（5年間）し、進学や進級にあたって、適切に引継を行う。

③- B 保護者との連携

ア 学級担任を含む複数の教員

- ・家庭訪問により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

#### (4) 「重大事態」への対応

※「重大事態」とは…

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ・いじめにより児童が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

##### ①重大事態の報告

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察等の援助を求める。

##### ②重大事態の調査

- ・専門的知識を有する者のほか、PTA会長、学校評議委員等の第三者からなる組織を設け調査する。
- ・全校児童や保護者に対してアンケート調査等を行い、事実関係を速やかに把握し、関係機関に報告する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者には、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

#### 4 評価

- (1) 学校評価を通して、いじめ防止に対する取組状況や達成状況の評価を通して、「いじめ防止基本方針」を見直し、より改善された取組を進められるようにする。
- (2) 教員評価を通して、日頃の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の取組等々を評価し、より迅速かつ適切な対応が進められるようにする。

#### 5 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する。

- (1) 学校の「いじめ防止基本方針」を伝え、地域や保護者の理解を得ることで、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- (2) 家庭訪問や学校通信等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。